



各種手当・制度



児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を同じくする父母等のうち、原則として、所得の高い方に支給します。児童手当では8月分から翌年7月分までが「1年度」です。

【支給について】

- ・児童手当は年に6回、偶数月に前月分までの手当が支給されます。
- ・原則として請求した月の翌月分から支給します。（支給事由の消滅した日の属する月まで）
ただし、出生日や前住所の転出予定日（以下「異動日」と言います。）が月末に近い場合、手続きが翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、請求した月分から支給します。（15日目が開庁日の場合、翌開庁日までが申請期限となります。）

【手当額（1人あたりの月額）】

区分	月額
0～3歳未満	・第1子、第2子：15,000円 ・第3子以降：30,000円
3歳～高校生年代	・第1子、第2子：10,000円 ・第3子以降：30,000円

※児童手当支給対象児童の数え方について

親等の経済的負担がある大学生年代（22歳に達した日以降の3月31日を迎えるまでの児童（児童福祉施設等に入所中の児童を除く））のお子さんうち、年長児から第1子、第2子…と数えます。

大学生年代のお子さんを対象者に含めるためには、申請が必要になります。

【支給要件】

次の要件に該当する必要があります。

1. 受給者が厚真町で住民登録をしていること。
2. 高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している次のア、イのいずれかにあてはまること。
ア：養育者が父母の場合は、監護（監督・保護）し、生計が同じであること。
イ：養育者が父母でない場合は、監護（監督・保護）し、生計を維持していること。
3. 支給対象となる児童が日本国内に住所を有すること。ただし、児童が留学中の場合を除く。

<その他の支給について>

- A. 児童養護施設に入所、または里親に委託されている児童（2カ月以内の一時保護など短期入所・通所を除く）にかかる手当は、施設の設置者・里親等に支給します。

- B. 離婚又は離婚協議中で父母が別居している場合は、児童と同居する親に支給します。（離婚又は離婚協議中である旨の証明が必要です。）
- C. 父母が支給要件を満たさない場合（父母がともに国外居住の場合など）、未成年後見人や父母の指定する者が手当の受給を受けることができます。
- D. 児童が少年院、少年鑑別所に収容されている場合、一定の要件に該当する父母であれば支給を受けることが出来る場合がありますので子育て支援グループまでお問い合わせください。

【児童手当受給に関する手続きについて】

- **出生や転出入の際は、15 日以内に手続きが必要です。** 必要書類をご持参ください。

公務員以外の方 → 住民課子育て支援グループにて手続きをしてください。

公務員の方 → 勤務先で手続きをしてください。

- 新規認定請求時に必要な書類

①健康保険証の写し等（請求者が被用者＜本人が社会保険に加入している方＞の場合）

②養育する児童と別居している場合等 → 別居監護申立書、及び別居児童のマイナンバー

※必要に応じてその他書類の提出をお願いする場合があります。

	児童手当の手続きが必要になるとき	届出の種類
1	新たに受給資格が生じたとき（転入、第 1 子の出生）	認定請求書
2	毎年6月、対象の受給者の方に提出していただきます。	現況届
3	転出するとき（他の市町村に住所が変わるとき）	受給事由消滅届
4	支給対象となる児童の数が増えたとき（第2子以降の出生など）	額改定請求書
5	支給対象となっている児童を養育しなくなったとき (例：離婚又は離婚協議中に児童と別居したとき、受給者が逮捕されたとき) *新たに児童を養育・監護する方が認定請求や額改定請求を行う必要があります。	受給事由消滅届 又は額改定届
6	児童と別居する等、児童の養育状況が変わったとき (例：単身赴任などにより児童と別居したとき、児童と養子縁組・離縁したとき)	別居監護申立書 など
7	振込口座を変更するときや銀行の統合などで口座番号を変更するとき *受給者本人名義の口座が必要です。	金融機関変更届
8	海外の留学期間が 3 年を超えたとき、日本に戻ったとき (海外留学の場合は、児童が住所を海外に移してから 3 年以内に限り、対象となります。)	受給事由消滅届 又は住所変更届
9	受給者の方が公務員になったとき、公務員でなくなったとき	受給事由消滅届 又は認定請求書
10	大学生年代のお子さんを監護しているとき (3 人以上のきょうだいがいる場合のみ)	監護相当・生計費 負担についての 確認書



【目的】

父又は母と生計を同じくしていない児童を育成される家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【対象期間】

児童が 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで（又は 20 歳未満の障害のある児童）

【対象となる申請者】

次のいずれかに該当する児童を監護し、生計を同じくしている父又は母、父母にかわって児童を養育している養育者。

- ・父母が婚姻（事実上の婚姻関係を含む）を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度障がい（国民年金の障害等級 1 級相当）にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

【支給対象とならない場合】

- ・日本国内に住所がない
- ・児童が里親に委託されている
- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）等に入所している

【支給月額】（令和 7 年 4 月分～） ※物価指数の変動により増減します。

	全部支給	一部支給
児童 1 人目	46,690 円	46,680 円～11,010 円
児童 2 人目以降加算額	11,030 円	11,020 円～ 5,520 円

【支給月】

支給月	支給対象月	支給月	支給対象月
5 月	3 月～4 月分	11 月	9 月～10 月分
7 月	5 月～6 月分	1 月	11 月～12 月分
9 月	7 月～8 月分	3 月	1 月～2 月分

【所得制限】

扶養親族等の数	本人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給			
	収入額(万円)	所得額(万円)	収入額(万円)	所得額(万円)	収入額(万円)	所得額(万円)
0人	142	69	3,34.3	2,08	3,72.5	2,36
1人	190	1,07	3,85	2,46	4,20	2,74
2人	2,44.3	1,45	4,32.5	2,84	4,67.5	3,12
3人	2,98.6	1,83	4,80	3,22	5,15	3,50
4人	3,52.9	2,21	5,27.5	3,60	5,62.5	3,88
5人	4,01.3	2,59	5,75	3,98	6,10	4,26

【手続きについて】

- ・住民課子育て支援グループまでご相談ください。

特別児童扶養手当



【目的】

精神又は身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

【支給月額】（令和7年4月より適用）※物価指数の変動により増減します。

- 1級 56,800円
- 2級 37,830円

【支給時期】

特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【所得制限】

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)
0人	6,420	4,59.6	8,31.9	6,28.7
1人	6,86.2	4,97.6	8,59.6	6,53.6
2人	7,28.4	5,35.6	8,83.2	6,74.9

扶養親族 等の数	受給者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)
3人	7,70.7	5,73.6	9,06.9	6,96.2
4人	8,12.9	6,11.6	9,30.6	7,17.5
5人	8,55.1	6,49.6	9,54.2	7,38.8

【手続きについて】

- ・住民課子育て支援グループまでご相談ください。

障がい児福祉手当



【目的】

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。

【支給要件】

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要としている在宅の20歳未満の方に支給されます。※ただし、障がいの状態によっては受給できない場合もあります。

【支給月額】（令和7年4月より適用）※物価指数の変動により増減します。

16,100円

原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【所得制限】（令和3年8月以降適用）

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、受給者が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合は、手当は支給されません。

扶養親族 等の数	受給者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額の目安	所得額	収入額の目安	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

【手続きについて】

- ・住民課子育て支援グループまでご相談ください。



【目的】

北海道胆振東部地震後に誕生した「新しい生命」のスタートを地域が支え、限りある生命の営みを未来につなげていくことを目的に、対象となる新生児に「君の椅子」と、町内在住木工作家が製作した記念品を贈呈します。

【対象】（2025 年モデル贈呈分）

- ①令和7年1月1日～令和7年12月31日までに出生した乳幼児
- ②令和7年1月1日以降に出生し、同日以降、令和7年12月31日までに厚真町に転入した乳幼児



【贈呈について】

お子さんの名前入りの椅子のため、届くまで数か月かかります。椅子が届きましたら個別に贈呈のご案内をします。

子育て短期支援事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）



【目的】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に事業の遂行を行うことができる施設に一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業であり、主に夜間や宿泊を伴う預かりを実施するものです。

【利用できる保護者】

＜短期入所生活援助事業（ショートステイ）＞

町内に住む0～18歳未満のお子さんのいる保護者で、次のいずれかに該当し、他に養育する人がいない方

- ① 児童の保護者の疾病、ケガ等の場合
- ② 育児疲れ、育児不安、他の家族の看病疲れなどの身体的または精神的事由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- ⑤ その他町長が特に必要があると認める場合
- ⑥ 緊急一時保護（本町に住所を有することを原則として、次に該当する場合に利用できるものとする。）
 - （１）配偶者等からの暴力により、緊急的に程を必要とするとき
 - （２）その他町長が特に必要があると認める場合

＜夜間養護等事業（トワイライトステイ）＞

町内に住む2～18歳未満のお子さんのいる保護者で、次のいずれかに該当し、他に養育する人がいない方

- ① 通常業務が夜間及び休日に及ぶとき

- ② 恒常的に夜間又は休日に残業があるとき
- ③ 恒常的に夜間又は休日に通院の必要があるとき
- ④ その他町長が特に必要があると認める時

【利用期間】

1人当たり利用時間は全日24時間とし、期間については特に定めないが、利用者の必要に応じて利用者と町が協議して決定する

【預かり先】

町が委託する施設（町内1施設、町外2施設 ※児童の年齢や状態に応じて受入先が変わります）

【利用料金】

保護者の所得や児童の年齢に応じて以下のとおり一定の負担があります。

- ① 生活保護世帯（母子、父子家庭等で非課税世帯を含む）
- ② 市町村民税非課税世帯（母子、父子家庭等で課税世帯を含む）
- ③ その他の世帯

短期入所生活援助（ショートステイ）

	負担区分		
	①	②	③
2歳児未満・慢性疾患児	0円	1,000円	4,600円から 5,350円
2歳以上児		1,000円	2,600円
緊急一時保護		0円	0円

夜間養護等（トワイライトステイ）

	負担区分		
	①	②	③
基本分 平日17時～22時	0円	400円	1,250円
宿泊分 平日22時～翌日8時		400円	1,250円
休日預かり 日曜・祝日8時～17時		460円	2,310円